

環境省告示第六十五号

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）別表第五の一の項の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第五下欄に規定する環境大臣が定める種を定める件（平成十八年九月環境省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年八月三十一日から適用する。

平成二十九年八月二十四日

環境大臣 中川 雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）別表第五下欄に規定する環境大臣が定める種は、<u>Ommatophoca rossi</u>（ロスアザラシ）とする。</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）別表第五下欄に規定する環境大臣が定める種は、<u>オンマト</u> フォカ・ロスイ（ロスアザラシ）とする。</p>
---	--